

介護保険被保険者証 活用ガイド

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

介護保険被保険者証とは

介護保険被保険者証は、介護保険の被保険者である証明書です。要介護・要支援認定の申請や介護サービスの利用時に提示します。

主な記載事項

• 氏名	• 住所	• 生年月日	• 被保険者番号
• 要介護状態区分	• 認定有効期間	• 支給限度額	

対象者

- **第1号被保険者**：65歳以上の方。全員に自動交付。
- **第2号被保険者**：40歳以上65歳未満の医療保険加入者。加齢に伴う特定疾病により要介護・要支援認定を受けた場合に交付。

利用場面

• 要介護・支援認定申請	• ケアプラン作成依頼
• 介護サービスの利用開始	• 福祉用具購入費等の支給申請

主な手続き

- **交付**：第1号被保険者は65歳到達時に自動交付。第2号被保険者は特定疾病による認定時に交付（未交付者は認定申請時に医療保険証を提示）。
- **認定有効期間**：被保険者証自体に有効期限はありません。ただし、要介護・要支援認定には有効期間があります（新規申請で原則6ヶ月、更新申請で原則12ヶ月等）。有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新後、新しい情報が記載された被保険者証が発行されます。
- **紛失・破損時**：お住まいの市区町村の介護保険担当窓口で再発行が可能です。本人確認書類等が必要です。
- **住所変更時**：

同一市区町村内での転居：住所変更の届出を行います。

他の市区町村への転出：転出前の市区町村で被保険者証を返却し「受給資格証明書」の交付を受けます。転入後14日以内に新しい市区町村に「受給資格者証」を提出し、新しい被保険者証の交付を受けます。

健康保険証との違い

健康保険証は、医療機関で保険診療を受ける際に使用します。令和6年(2024年)12月2日以降、従来の紙やカード形式の健康保険証の新規発行は停止され、マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します。マイナ保険証を利用できない方には、当面の間「資格確認書」が交付され、引き続き保険診療を受けられます。

マイナンバーカードとの関連

現時点で、介護保険被保険者証がマイナンバーカードと一体化される具体的な予定はありません。しかし、厚生労働省は将来的な活用について検討を進めており、情報連携による業務効率化などが期待されています。